

厚労省への意見（事務局案）作成に当たっての考え方

令和3年度専門研修プログラムに関する厚生労働省への意見（事務局案（別添1及び別紙））については、次の考え方に基づき作成しましたので、ご参照くださいますようお願いいたします。

<厚労省医事課長通知（参考資料2）による確認事項①>

内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科については、都道府県ごとに複数の基幹施設が置かれていること。

（考え方）

- ・ これまで、本県の精神科研修プログラムの基幹施設は香川大学医学部附属病院のみだったが、今年、こころの医療センター五色台が、令和4年度からの専攻医募集に向けて基幹施設として新たに精神科研修プログラムを作成し、現在申請中。
- ・ 当該申請が日本専門医機構に認定されると、本県は、内科、小児科、精神科、外科、整形外科、産婦人科、麻酔科及び救急科においてすべて複数の基幹施設が置かれることとなるので、意見なしとしたい。

<厚労省医事課長通知（参考資料2）による確認事項②>

各都道府県のキャリア形成プログラムの運用において、各診療科別の専門研修プログラムの定員配置が適切なものであること。

（考え方）

- ・ 本県が、地域枠医師の配置等を定めるキャリア形成プログラムにおいて、地域枠医師の推奨診療科の1つとして定めている小児科は、昨年のシーリングの見直し（過去3年の専攻医採用数の平均が5人以下の診療科はシーリング対象外とする）により、令和4年度は、令和3年度に引き続き、シーリング対象外とされている。
- ・ しかし、今後、小児科の専攻医採用数が伸びた場合、再びシーリングの対象となる可能性があり、昨年の見直しは、本県の要望を十分に満たす内容ではない。
- ・ ついては、「都道府県が当該地域に必要と考え、地域枠医師の選択すべき診療科として設定している領域については、地域の事情を十分斟酌し、シーリングの対象外とすること」について、改めて意見書に記載することとしたい。

・ なお、地域枠医師は、現在「シーリングの枠外」にて採用できる取扱いとされているため、シーリングは、地域枠医師の推奨診療科での採用に実質的な影響を与えるものではないが、推奨診療科がシーリング対象となった場合、地域枠医師をはじめ関係者に混乱が生じ、キャリア形成プログラムの円滑な運用を阻害する要因となりうるため、上記のとおり要望したい。

（次のページに続きます）

<厚労省医事課長通知（参考資料2）による確認事項③>

各研修プログラムが都道府県内の医師確保対策や偏在対策に資するものとなっていること。

- ・ 診療科別のプログラム毎の定員配置が医師少数区域などに配慮されていること。
- ・ 各プログラムの連携施設が、各都道府県の偏在対策に資するものであること。

（考え方）

- ・ 本県の専門研修プログラムは、岡山大学や徳島大学と連携しているプログラムが多く、本県で専門研修を受けた専攻医が県内に残らず、岡山大学や徳島大学に流出しているケースが多いという特徴があり、県内のプログラムに参加した専攻医がそのまま県内に残ることを前提としている現行のシーリング制度は、本県の実情には合わないので、全国一律の算出式により機械的にシーリングを設定するのではなく、各地域の実情に応じた柔軟に運用できるよう検討するよう求める意見を記載する。

<厚労省医事課長通知（参考資料2）による確認事項④>

専門医の取得と併せて臨床研究に従事する医師を養成する臨床研究医コースをシーリングの枠外にて40名から設けること。

（考え方）

- ・ 臨床研究医コースとは、各診療領域の専門研修プログラムに令和3年度から設定することが可能となった特殊なコースで、通常の専門研修プログラムが3～5年であるのに対し、当コースの研修期間は7年とされている。
- ・ コース選択者は、開始後2年間は臨床研鑽に専念し、それ以後の5年間は、50%以上を研究の時間に費やすことにより、7年間のうちに特定の基本領域の専門医資格と大学院での学位を取得することができる。
- ・ 当コースは、専攻医の臨床研鑽と研究を行う大学もしくはナショナルセンターが実施するプログラムにおいて設定できるとされており、本県では香川大学医学部附属病院が該当するが、同院は現在当コースの設定について申請は行っていないとのこと。
- ・ 本県においても臨床研究医コースが設定されている専門研修プログラムを用意しておかないと、県内で当コースへ進むことを希望している研修医が、他県のプログラムに流出することが懸念されるが、これは国へ意見することではなく、県内関係者間で調整のうえ検討すべき案件であることから、意見なしとしたい。

（次のページに続きます）

<厚労省医事課長通知（参考資料2）による確認事項⑤>

特定の地域や診療科にて従事する医師を確保する観点から、地域枠の従事要件に配慮された研修プログラムであること。

（考え方）

- ・ 地域枠医師の従事要件への配慮に関する確認事項であることから、確認事項②と同じ意見としたい。

<その他意見>

- ・ そもそものシーリング根拠となっている「必要医師数」の詳細な算出方法や基礎データが開示されていないため、都道府県において、その正当性を検証することができず、具体的なシーリングの改善案を検討することができないことから、まずは必要医師数の詳細な算出方法や基礎データをすべて開示されたいことについて記載した意見を、別紙としてまとめましたので、ご確認いただきますようお願いいたします。